

【参照条文】

○国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）

（特定非営利活動促進法の特例）

第二十四条の三 国家戦略特別区域会議が、第八条第二項第二号に規定する特定事業として、特定非営利活動法人設立促進事業（国家戦略特別区域において、特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による縦覧に供する期間を短縮することにより、同法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人の設立を促進する事業をいう。別表の十二の三の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第十条第一項、第二十五条第三項又は第三十四条第三項の認証の申請があった場合における同法第十条第二項及び第三項（これらの規定を同法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第十条第二項中「公告する」とあるのは「インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により公表する」と、「書類」とあるのは「書類（第二号において「特定添付書類」という。）」と、「二月間」とあるのは「二週間」と、同項第二号中「特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的」とあるのは「特定添付書類に記載された事項」と、同条第三項ただし書中「一月」とあるのは「一週間」とする。

○内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十七年内閣府令第四十九号）

国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。